

	御意見の概要（農林中央金庫）	御意見に対する当委員会の考え方
1	<p>○今回の「所見」は、郵便貯銀行の新規業務参入にあたっては、「規模の縮小」「公正な競争条件の確保」が大前提であるというこれまでの我々の主張を十分反映したものとなっておらず、「所見」に記載されている考え方のみをもって新規業務の調査審議が行われることには強い懸念を抱かざるを得ない。</p>	<p>○本所見は、貴金庫を含めた幅広い関係者から御意見をお聴かせいただき、それらについて総合的に勘案しつつ調査審議し、取りまとめたものです。</p> <p>○郵便貯金銀行の新規業務の実施については、郵政民営化法において、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況等を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○いずれにせよ、当委員会としては、新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
2	<p>○規模の縮小について</p> <p>「所見」において、これまで民間金融各業態が主張してきた「バランスシートの規模を縮小することが必要」という指摘がなされている点は重要であり、個別の新規業務の調査審議にあたっては、規模縮小の進展状況について十分な検討を加えることが必要である。なお、「所見」において、「バランスシートの規模についても市場原理に基づき自ずと適正化されるべき」とされているが、「規模の縮小の必要性」を指摘している以上、民営化委員会は規模縮小の道筋を示した経営計画の提示を求めるべきである。</p>	<p>○郵便貯金銀行は、肥大化したバランスシートの規模を縮小するとともに、民間金融機関にふさわしいビジネスモデルへの革新を図ることが必要です。</p> <p>○郵便貯金銀行に対しては、経営の健全性確保の観点から、ビジネスモデルの革新に向けた柔軟な検討と厳格な ALM の実施を求めており、その結果として、バランスシートの規模についても市場原理に基づき自ずと適正化されるべきものと考えます。</p>
3	<p>○新規業務の中でも「預入限度額の引上げ・撤廃」は、バランスシートの規模に直結するものであることから、特に慎重に検討されるべきである。例えば、「所見」の「個別業務の調査審議についての考え方」において例示されている「流動性預金の預入限度額の撤廃」については、「肥大化につながらない態勢」を「必要に応じ留意する」とされているが、十分な検証が必要不可欠であると考えられる。</p> <p>貸出業務についても、オーバーバンキングの状況下で、国営時代に築い</p>	<p>○郵便貯金銀行の新規業務の実施については、郵政民営化法において、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況等を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○また、郵政民営化の目的は競争の促進による経済の活性化であり、金融機関によって提供されるサービスが向上することにより、利用者にもた</p>

	御意見の概要（農林中央金庫）	御意見に対する当委員会の考え方
	<p>た巨大な規模によるスケールメリットを持つ郵貯銀行が市場に参入することは、地域金融機関や地域経済に大きな影響を及ぼすものと考えられることから、調査審議にあたっては、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響への配慮」「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保」という民営化法の基本理念を満たすかどうかを十分踏まえるべきである。</p>	<p>らされる利便性の向上が重要な視点であると考えます。</p> <p>○その際、適正な競争関係の確保については、リスクとリターンとの関係が民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていることや地域の利用者への影響等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを条件付けることが適当と考えています。</p> <p>○当委員会としては、新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○なお、郵便貯金銀行のビジネスモデルや地域金融機関との協業をどのように行うかについては、同社の経営判断によるものでありますが、地域経済への貢献に向けた具体的な取組みについて、十分説明し幅広く検討を行うべきであると考えます。</p>
4	<p>○公正な競争条件の確保について</p> <p>いわゆる「暗黙の政府保証」については、「払拭することが不可欠」とされているが、これまで長期にわたり続いてきた国営事業としての歴史、民営化の経緯、政府保有株式の存在等を勘案すれば、移行期間中にこれを完全に払拭し、民間金融機関との完全なイコールフットイングを確保することは困難と考えられる。</p> <p>そもそも「暗黙の政府保証」が払拭されたかどうかを合理的に検証することは難しく、政府の預金者等に対するアナウンスは重要であるが、そのみをもって「公正な競争条件が確保された」と整理することは適当でないと考えられる。</p> <p>「暗黙の政府保証」の影響が特に大きいと考えられる「預入限度額の引上げ・撤廃」については、政府の間接的な議決権保有割合の低下のみならず、規模縮小の着実な進捗が大前提であり、前記の規模縮小の観点と併せて慎重な検討をお願いしたい。</p> <p>また、「所見」においては、「事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべき」とされているが、国営時代に築いた</p>	<p>○郵便貯金銀行が提供する商品には政府保証は無いことから、民営化後も「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションは、預金者等の誤解に基づくものであり、払拭していくことが不可欠であると考えます。このため、郵便貯金銀行自らが、その商品について政府保証が存在しないことを明確に説明することは当然ですが、政府においても、その払拭に向けて最大限の努力を行うべきであると考えます。</p> <p>○また、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務の準備を先送りさせることは適当ではないと考えています。</p> <p>○郵便貯金銀行の新規業務の実施については、郵政民営化法において、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況等を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の認可に際しては、出資が残っていると市場規律が浸透しづらいおそれもあるので、「所見」に示した新規業務の実施に係る先後関係を踏まえるとともに、リスクとリターンとの適正な関係の確保等について、</p>

	御意見の概要（農林中央金庫）	御意見に対する当委員会の考え方
	<p>規模や暗黙の政府保証が残り、そもそもスタートラインが異なる中で公正な競争条件を確保することは困難であり、「事後」対応を「図る」のみで十分であるとは考えられない。</p> <p>郵便貯金銀行の新規業務開始は、郵政民営化法第二条の基本理念にあるとおり、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響への配慮」「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保」が満たされることが大前提であり、郵政民営化委員会における個別の新規業務の調査審議にあたっては、こうした点を十分踏まえたうえで検討していただきたい。</p>	<p>事前に確認し、必要に応じて事後の条件付けを行い、適正な競争関係を確保することが適切と考えています。</p> <p>○当委員会としては、新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>